

■ リーグ戦試合実施要項

本実施要項は、B3リーグ規約第28条に定める公式試合として、B3リーグ（以下「B3」という）2019-20のリーグ戦実施に関し定めるものであり、リーグ戦の試合（以下「試合」という）運営はすべてこの要項に定めるところによる。

本実施要項において用いられているものの、特段定義されていない用語は、B3リーグ規約において定義された意味を有する。

第1章 試合

第1条〔試合の概要〕

試合の主催等に関する事項は、B3リーグ規約第4章第2節に定める。

第2条〔大会方式〕

B3 2019-20のリーグ戦は、以下のとおりとする。

12クラブが、任意の8クラブと6回戦総当たり、任意の3クラブと4回戦総当たりで戦うシーズン（計360試合）を行う。

第3条〔ハーフタイム〕

第2クォーターと第3クォーターの間に原則15分のハーフタイムを設ける。ただし、事前にB3リーグへ申請を行い、承諾があった場合は、20分とすることができる。

第4条〔オフィシャルタイムアウト〕

第2クォーターと第4クォーターの各残り5分以降（5分を含む）で最初にボールがデッドになった場合に、ゲームクロックの停止に関わらず自動的に90秒のタイムアウトを設ける。この時チームがタイムアウトを請求していた場合は、オフィシャルタイムアウトが優先され、チームのタイムアウトはキャンセルとなる。なお、オフィシャルタイムアウトは、どちらのチームのタイムアウトにも加算しない。

第5条〔試合エントリー選手およびチームスタッフの人数〕

各試合にエントリーできる選手の人数は、1チームあたり10名～12名とし、チームスタッフの人数は、8名以内とする。

第6条〔外国籍選手等〕

- (1) 試合にエントリーすることができる外国籍選手は、1クラブ2名以内とする。
- (2) 試合にエントリーすることができる帰化選手（満16歳となった後に国籍法に基づく帰化によって日本国籍を取得した選手をいう。以下同じ。）は1クラブ1名以内とする。
- (3) 試合にエントリーすることができる帰化申請中選手（帰化申請（普通帰化、簡易帰化のいずれでも可）の受理を証明する書類（受理書類の控え）ならびに3つのルール（1）16歳以上であること。2）本人自らが日本人への帰化を希望していること。3）帰化資格取得後に日本代表に選出された場合は代表活動への参加を確約していること。）の遵守を確約する書面を提出した選手。以下同じ。）または留学実績選手（高校3年間または大学4年間に選手登録した実績の写しまたは在学証明書を提出した選手をいう。以下同じ。）は1クラブいずれか1名以内とする。
- (4) 同時にプレーできる外国籍選手は、ホームクラブおよびアウェークラブのいずれも、すべてのクォーターおよび延長時間で2名以内とする。

- (5) 帰化選手は、外国籍選手が2名出場の場合も同時にプレーすることができるものとする。
- (6) 帰化申請中選手または留学実績選手は、外国籍選手が1名出場の場合は同時にプレーすることができるが、外国籍選手が2名出場の場合は同時にプレーすることはできないものとする。

第7条〔コート内のチームスタッフ〕

- (1) ベンチには、交代選手5～7名が着席できる。
- (2) ベンチ入りを認めるチームスタッフは、ヘッドコーチ、アシスタントコーチに加え、マネージャー、ドクター、トレーナー、分析員、通訳など特別な責務を負う者のみとし、8名以内とする。
- (3) B3クラブは、協会またはB3リーグの決定により、出場停止処分を受けた者、または試合中に審判により失格・退場を宣せられ更衣室（ロッカー・ルーム）もしくは建物外へ立ち去るよう命じられた者を、ベンチ入りさせてはならず、また、以上のいずれかに該当する者は、選手等への指示を出してはならない。
- (4) 協会またはB3リーグの決定により出場停止処分を受けた者は、スタンド席の2階以上にのみ立ち入ることができるものとする。
- (5) 前各項に違反する行為は、審判により排除されるものとし、試合終了後に審判から報告を受けた協会、B3により処分を決定される。

第8条〔順位決定の方法〕

- (1) クラブの順位は、勝率によって決定し、シーズンの日程が終了した時点で、勝率が高いクラブを上位とする。ただし、勝率で同じ順位になった場合には、次の各号の順序により順位を決定する。
 - ① 当該クラブ間で対戦したすべてのゲーム（3クラブ以上ある場合は、当該クラブ間で対戦したすべてのゲーム。以下、2号および3号につき同じ。）において勝率が高いクラブを上位とする
 - ② 当該クラブ間で対戦したすべてのゲームにおいて得失点差が多いクラブを上位とする
 - ③ リーグ戦すべてのゲームにおける得失点差が多いクラブを上位とする

第9条〔日 程〕

リーグ戦は、B3リーグにより決定された日程に従い開催される。

第2章 運 営

第10条〔試合の運営に関する事項〕

試合の開催や運営に関する事項は、B3リーグ規約第4章第2節に定める。

第11条〔運営責任〕

- (1) 試合の運営にあたっては、ホームクラブの主管責任者が一切の責任を負う。
- (2) ホームクラブの主管責任者は、試合開始時刻の120分前までにアリーナに到着しなければならない。
- (3) ホームクラブの主管責任者は、あらかじめ理事長に届け出て承認を得た者に、本実施要項に定める主管責任者の職務を代行させることができる。

第12条〔試合開始時刻の厳守〕

- (1) いずれのクラブも、あらかじめ定められた試合開始時刻を厳守しなければならない。

(2) 不可抗力またはテレビもしくはラジオの同時中継放送の都合により試合開始時刻を遅らせる場合は、審判の事前の承認を得なければならない。ただし、テレビまたはラジオの放送の都合による変更は、5分以内に限る。

(3) いずれか一方のチームが試合開始時刻にアリーナに現れない場合、相手チームは15分間、待機する義務を負う。

第13条〔チームの試合前日入り〕

チームは、B3リーグ規約第20条に定める本拠地（ホームタウンである市区町村を意味する。但し、複数の自治体がホームタウンである場合は、支援の中核をなし取りまとめ役となる自治体を意味する。）の本庁舎から試合会場までの直線距離が100km未満の場合を除き、試合会場に試合の前日に到着しなければならない。

第14条〔入場料金の払戻し〕

入場料金の払戻しは、原則として次の各号の場合に行う。

- ① 試合が不可抗力により開催不能または中止となった場合
- ② 試合前に、いずれかのチームの責に帰すべき事由により試合が開催不能となった場合

第15条〔退場処分等〕

審判により失格・退場を宣せられ更衣室（ロッカー・ルーム）もしくは建物外へ立ち去るよう命じられた者は、規律委員会の決定があるまで出場を停止される。

第16条〔警告による出場停止処分〕

- (1) 出場停止処分は、規律委員会の答申に基づき理事長が決定するところによる。ただし、公式試合が連日開催されるなど、次の公式試合が開催される前に規律委員会を開催することが困難である場合は、理事長が規律委員会の審議を経ることなく、出場停止処分を決定できるものとする。
- (2) 出場停止処分の未消化分が登録年度終了時に2試合以上に及ぶ場合には、次の登録年度に持ち越すものとし、未消化分が1試合の場合には当該登録年度終了をもって失効するものとする。

第3章 試合の収支

第17条〔試合の収支に関する事項〕

試合の収支に関する事項は、B3リーグ規約第4章第4節に定める。

第18条〔収支報告〕

B3クラブは、リーグ戦終了後30日以内に、収支報告として、主管した試合の「試合収支決算書」の写しをB3リーグに提出しなければならない。

第19条〔改正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

〔改定〕

平成29年9月7日

平成30年6月7日

令和元年 6 月 13 日

令和元年 8 月 29 日